



平成27年8月25日

各位

会社名 株式会社アルペン
代表者 代表取締役社長 水野 泰三
(コード番号 3028 東証・名証第一部)
問合わせ先 取締役管理本部長 水巻 泰彦
(TEL 052-559-0125)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年9月25日開催予定の第43回定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）（以下、当該法律による改正後の会社法を「改正会社法」といいます。）によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。

監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能をより一層強化するとともに、当社のコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るという観点から、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、当該移行のために、取締役および取締役会の規定に、監査等委員会に関する規定を追加するとともに、監査役および監査役会の規定を削除するものであります。

また、改正会社法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されました。業務執行を行わない取締役に付きましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、定款の一部を変更するものであります。なお、この変更につきましても、各監査役の同意を得ております。

その他、上記の各変更に伴う条数等の変更を行うものであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成27年9月25日（金）
定款変更の効力発生日	平成27年9月25日（金）

以上

【別紙】定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略) (機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p> <p>第 5 条～第 16 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第 17 条 当社の取締役は、<u>12名以内</u>とする。 (新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 18 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第 19 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり) (機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削 除) (3) 会計監査人</p> <p>第 5 条～第 16 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第 17 条 当社の取締役は、<u>17名以内</u>とする。</p> <p><u>2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 18 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. 取締役 (<u>監査等委員である取締役を含む。</u>) の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役 (<u>監査等委員である取締役を含む。</u>) の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第 19 条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第20条～第21条 (条文省略) (招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。</p> <p>第25条 (条文省略) (損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第26条 (条文省略)</p>	<p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第20条～第21条 (現行どおり) (招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第23条 (現行どおり) (取締役への重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第24条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。</u></p> <p>第26条 (現行どおり) (損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 当社は、<u>社外取締役</u>との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u> (員数) 第27条 <u>当社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第28条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(任期) 第29条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第30条 <u>監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(招集通知) 第31条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>2. 当社は、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(常勤の監査等委員) 第28条 <u>監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(招集通知) 第29条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議方法)</p> <p>第32条 <u>監査役会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役</u>の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第33条 <u>監査役</u>の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第34条 <u>監査役会</u>に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規則</u>による。</p> <p>(損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第35条 当社は、取締役会の決議をもって、<u>監査役</u>（<u>監査役であった者を含む。</u>）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>2. <u>当社は、社外監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</u></p> <p>第36条～第39条 （条文省略）</p> <p>(新 設)</p>	<p>(決議方法)</p> <p>第30条 <u>監査等委員会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査等委員の過半数が出席し、監査等委員</u>の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(削 除)</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第31条 <u>監査等委員会</u>に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>第32条～第35条 （現行どおり）</p> <p>附 則</p> <p>(<u>監査役の責任免除に関する経過措置</u>)</p> <p>1. <u>当社は、第43回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役</u>（<u>監査役であった者を含む。</u>）の損害賠償責任を、法令の限度において、<u>取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>2. 第43回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条第2項の定めるところによる。</u></p>

以 上